三　落札者又は随意契約の相手方を決定した日
四　落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所
五　落札金額又は随意契約に係る契約金額
六　契約の相手方を決定した手続
七　一般競争又は指名競争によることとした場合には、第５条の規定による公告又は第７条の規定による公示を行った日
八　随意契約による場合にはその理由
九　その他必要な事項
（一般競争又は指名競争に関する記録）
第13条　契約担当役等は、特定調達契約につき一般競争又は指名競争に付した場合において、落札者を決定したときは、次に掲げる事項について、記録（契約の手続において電子的手段を用いた場合には、その電磁的記録を含む。）を作成し、保管するものとする。
一　入札者及び開札に立ち会った者の氏名
二　入札者の申込みに係る価格
三　落札者の氏名、落札金額及び落札者の決定の理由
四　無効とされた入札がある場合には、当該入札の内容及び無効とされた理由
五　第８条第４項の規定により通知した場合には、その通知に関する事項
六　その他必要な事項
（随意契約に関する記録）
第14条　契約担当役等は、特定調達契約につき随意契約によった場合には、当該随意契約の内容及び随意契約によることとした理由について、記録を作成し、保管するものとする。
（苦情の処理）
第15条　理事長又はその委任を受けた職員は、特定調達契約につき落札者とされなかった入札者からの苦情その他特定調達契約に係る苦情の処理に当たる職員を指定するものとする。
（特定調達契約に関する統計）
第16条　理事長は、経済産業省の依頼により特定調達契約に関する統計を作成し、経済産業省に送付するものとする。

附　則

1　この要領は、平成16年２月29日から施行する。
2　この要領は、この要領の施行の日前において行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約で同日以後に締結されるものに関する事務については、適用しない。

附　則

1　この要領は、改正協定が日本国について効力を生ずる日から施行する。
2　この要領は、この要領の施行の日前において行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約で同日以後に締結されるものに関する事務については、適用しない。

政府調達に関する協定に基づく公表

政府調達に関する協定（平成７年条約第23号）第19条第１項及び2012年３月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定第６条第１項の規定に基づき、関係手続の改正を次のとおり公表する。

平成 26 年３月 28 日

国立大学法人北海道大学

◎調達機関番号　415　◎所在地番号　01

1　改正された規則の名称等
国立大学法人北海道大学政府調達規程
（http://north.finance.hokudai.ac.jp/~chotatsu/index.html「各種公表事項」参照）

2　この公表に関する問合せ先
国立大学法人北海道大学　財務部調達課
電話011―706―4544

政府調達に関する協定に基づく公表

政府調達に関する協定（平成７年条約第23号）第19条第１項及び2012年３月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定第６条第１項の規定に基づき、関係手続の改正を次のとおり公表する。

平成 26 年３月 28 日

国立大学法人北海道教育大学

◎調達機関番号　415　◎所在地番号　01

1　改正された規則の名称等
国立大学法人北海道教育大学政府調達事務取扱規則
（http://hue.hokkyodai.ac.jp/hotnews/files/00000400/00000449/seihutyotatukisoku.pdf　参照）

2　この公表に関する問い合わせ先
国立大学法人北海道教育大学　財務部財務課
ＴＥＬ011―778―0222

政府調達に関する協定に基づく公表

政府調達に関する協定（平成７年条約第23号）第19条第１項及び2012年３月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定第６条第１項の規定に基づき、関係手続の改正を次のとおり公表する。

平成 26 年３月 28 日

国立大学法人東京海洋大学

◎調達機関番号　415　◎所在地番号　13

1　改正された規則の名称等
政府調達に関する協定その他の国際約束に係る物品等又は特定役務の調達手続に関する国立大学法人東京海洋大学会計規則
（http://www.kaiyodai.ac.jp/johokokai/keiyaku-kisoku/keiyaku-kisoku-list.html　参照）

2　この公表に関する問合せ先
国立大学法人東京海洋大学　財務部財務課
ＴＥＬ03―5463―0363（直通）

政府調達に関する協定に基づく公表

政府調達に関する協定（平成７年条約第23号）第19条第１項及び2012年３月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定第６条第１項の規定に基づき、関係手続の改正を次のとおり公表する。

平成 26 年３月 28 日

国立大学法人上越教育大学

◎調達機関番号　415　◎所在地番号　15

1　改正された規則の名称等
国立大学法人上越教育大学政府調達事務取扱要項
（http://www.juen.ac.jp/050about/070koukai/090kankyou/files/z20140306.pdf　参照）

2　この公表に関する問合せ先
国立大学法人上越教育大学財務課財務チーム
ＴＥＬ025―521―3234

政府調達に関する協定に基づく公表

政府調達に関する協定（平成７年条約第23号）第19条第１項及び2012年３月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定第６条第１項の規定に基づき、関係手続の改正を次のとおり公表する。

平成 26 年３月 28 日

国立大学法人徳島大学

◎調達機関番号　415　◎所在地番号　36

1　改正された規則の名称等
政府調達に関する協定その他の国際約束にかかる物品等又は特定役務の調達手続きに関する国立大学法人徳島大学の調達手続規則
（http://www.tokushima-u.ac.jp/legal/reiki_menu.html　参照）

2　この公表に関する問合せ先
国立大学法人徳島大学財務部財務課財務企画係
ＴＥＬ088―656―7029（直通）

政府調達に関する協定に基づく公表

政府調達に関する協定（平成７年条約第23号）第19条第１項及び2012年３月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定第６条第１項の規定に基づき、関係手続の改正を次のとおり公表する。

平成 26 年３月 28 日

国立大学法人佐賀大学

◎調達機関番号　415　◎所在地番号　41

1　改正された規則の名称等
国立大学法人佐賀大学政府調達事務取扱規程
（https://kiteikanri2011.admin.saga-u.ac.jp/　参照）

2　この公表に関する問合せ先
国立大学法人佐賀大学　財務部経理調達課
ＴＥＬ0952―28―8196

政府調達に関する協定に基づく公表

政府調達に関する協定（平成７年条約第23号）第19条第１項及び2012年３月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定第６条第１項の規定に基づき、関係手続きの改正を次のとおり公表する。

平成 26 年３月 28 日

大学共同利用機関法人
情報・システム研究機構

◎調達機関番号　416　◎所在地番号　13

1　改正された規則の名称等
情報・システム研究機構政府調達に関する規程
（http://www.rois.ac.jp/open/index03.html　参照）

2　この公表に関する問合せ先
情報・システム研究機構
本部事務局財務課財務係
ＴＥＬ03―6402―6217（直通）

第明治三十五年三月三十一日　種郵便物認可

発行所　独立行政法人国立印刷局　〒一〇八―八四一五　東京都港区虎ノ門二丁目四番四号　電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、四七三円）　一部　一七二円（本体一五九円）　（配送料別）